

## 令和6年度 子育てのための施設等利用給付認定申請の案内【大阪市】

令和6年4月から幼稚園に就園を予定しているこどもは、保育料、預かり保育の利用料を無償化する「子育てのための施設等利用給付」の受給制度が利用できます。子育てのための施設等利用給付の受給を希望される場合は給付認定が必要となりますので、この案内をよくお読みのうえ、就園を予定、もしくは在園している幼稚園へ認定の申請をしてください。なお、実費徴収されている日用品、行事費、バス代、食材料（給食）費等にかかる費用は無償化対象外です。

### 1 対象者・給付内容（新1号認定）

次の①～③に該当するこどもの保護者は、無償化に伴う新1号認定の手続きが必要となります。※案内の3ページの3（4）をお読みください。

- ① 私立幼稚園に就園を予定、もしくは在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のない世帯
  - ② 私立幼稚園に就園を予定、もしくは在園している満3歳児（令和3年4月2日以降生まれで、3歳の誕生日を迎えたこども）で市町村民税課税世帯及び保育の必要性のない市町村民税非課税世帯※
  - ③ 国立幼稚園に就園を予定、または在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のない世帯
- 【①②は保育料（入園料含む）について月額 25,700 円、③は月額 8,700 円を上限に無償】

### 対象者・給付内容（新2号認定）

次の①②に該当するこどもの保護者は、無償化に伴う新2号認定の手続きが必要となります。※案内の3ページの3（5）をお読みください。

- ① 私立幼稚園に就園を予定、もしくは在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のある世帯（例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない）
  - ② 国立幼稚園に就園を予定、もしくは在園している3歳・4歳・5歳児で保育の必要性のある世帯（例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない）
- 【①は保育料（入園料含む）について月額 25,700 円を上限に無償、②は月額 8,700 円を上限に無償】
- 【①②とも教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり 450 円（1か月あたり 11,300 円）を上限に無償】

### 対象者・給付内容（新3号認定）

次の項目に該当するこどもの保護者は、無償化に伴う新3号認定の手続きが必要となります。※案内の3ページの3（5）をお読みください。

- ・ 私立幼稚園に就園を予定、または在園している満3歳児（令和3年4月2日以降生まれで、3歳の誕生日を迎えたこども）で保育の必要性のある世帯（例：保護者の就労や疾病等により家庭で保育できない）かつ 市町村民税非課税世帯※
- 【保育料（入園料含む）について月額 25,700 円を上限に無償】
- 【教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり 450 円（1か月あたり 16,300 円）を上限に無償】

※市町村民税非課税世帯とは、こどもと同一世帯の父母の市町村民税がいずれも非課税（市町村民税が全額免除となった場合、未婚のひとり親を寡婦・寡夫とみなした場合に非課税となる場合を含む。）である場合をいいます。

※令和5年1月1日現在海外居住していた場合は、市町村民税相当額算定のため、その方の給与明細（令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入）の提出が必要となります。

注1）前項に該当する場合であっても、父母の年収の合計が103万円未満で、同一世帯に、市町村民税が課税され年収300万円を超える祖父母等がいる場合は、市町村民税非課税世帯には該当しないものとします。

注2）保護者が里親（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を含む）である場合及び保護者が生活保護法第6条に規定する被保護者である場合、市町村民税の課税状況にかかわらず、市町村民税非課税世帯として取り扱います。

## 2 無償化の対象に含まれる事業（預かり保育）

幼稚園の預かり保育の開所時間・開所日数が少ない場合、次の施設の利用料も無償化の対象となります。

（幼稚園の預かり保育利用料を含め新2号：月額11,300円、新3号：月額16,300円が上限）

該当の有無につきましては、就園を予定、もしくは在園している幼稚園にご確認ください。

### 認可外保育施設

小学校就学前のこどもを保育する目的の施設で、認可を受けていない施設です。

### 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の労働や疾病等のため、小学校就学前のこどもを家庭で保育ができないときに、一時的にそのこどもを預かる施設です。

（一時預かりの利用は、冠婚葬祭やリフレッシュ等の場合でも可能ですが、

「3(6)保育の必要性」に該当しない場合は、この給付の対象にはなりません。）

### 病児・病後児保育事業

小学校就学前のこどもが、病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ、保護者の労働等で家庭での保育もできない場合に、そのこどもを預かる施設です。

### ファミリー・サポート・センター事業

「こどもを預かってほしい方」と「こどもを預かることができる方」がそれぞれ依頼会員、提供会員となり、お互いに信頼関係を築きながらこどもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

※上記事業のうち給付対象となるのは、当該事業について所要の手続がなされ、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けたものに限りです。

## 3 申請の受付期間及び申請手続きについて

### (1) 申請の受付期間

子育てのための施設等利用給付を受給するためには、**事前に**認定を受ける必要があります。

在籍園を通じて大阪市へ認定の申請をしてください。申請書類は、次の受付期間内に必ず提出してください。

やむを得ない事由により受付期間内に大阪市へ提出することが困難な場合は、その理由がわかる書類を申請書と一緒に提出してください。

#### 《令和6年4月1日から希望する場合》

受付期間：令和5年10月2日（月）～令和5年11月30日（木）

認定通知：令和6年3月下旬発送予定

#### 《令和6年4月2日以降から希望する場合》

受付期間：利用開始希望月の前月の5日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

※認定は、原則過去に遡って行うことができません。申請をお急ぎの方はご注意ください。

## (2) 認定の有効期間

認定には有効期間が定められています。認定の有効期間の終了日を過ぎますと、施設等利用給付を受けることができなくなります。認定の有効期間の終了日以降も引き続き受給を希望する場合は、指定の期日までに認定の有効期間を更新する手続きが必要になります。

## (3) 申請に必要な書類

新1号認定の申請は「(4) 新1号認定の申請について」の申請書類を提出してください。

新2号・新3号認定の申請書類は「(5) 新2・3号認定の申請について」の申請書類を提出してください。

※申請する子ども1人につき、各1部が必要となります。

書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。

## (4) 新1号認定の申請について

1 子育てのための施設等利用給付認定（新1号）申請書兼認定区分変更申請書

2 個人番号記載用紙

3 個人番号の確認にあたっての本人確認書類 ⇒ 6ページの5(3)を参照

※令和5年1月1日現在（令和6年9月以降に入園される方は、令和6年1月1日現在）大阪市外に在住していた場合、個人番号を活用し、課税情報を取得します。なお、課税情報を取得できない場合は、「最高階層区分」での判定となります。以前居住していた市町村の課税証明書を提出していただくことで、再判定することは可能です。

※令和5年1月1日現在海外に居住していた場合は、その方の給与明細（令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入）の提出が必要となります。

※上記2・3は、別途専用封筒に入れて園へ提出してください。

## (5) 新2号・新3号認定の申請について

1 子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書兼認定区分変更申請書

2 調査票・確認票（上記1 申請書の裏面）

3 保育が必要な理由を証明する書類 ⇒ 4ページ(8)を参照

4 個人番号記載用紙

5 個人番号の確認にあたっての本人確認書類 ⇒ 6ページの5(3)を参照

※令和5年1月1日現在（令和6年9月以降に入園される方は、令和6年1月1日現在）大阪市外に在住していた場合、個人番号を活用し、課税情報を取得します。なお、課税情報を取得できない場合は、「最高階層区分」での判定となります。以前居住していた市町村の課税証明書を提出していただくことで、再判定することは可能です。

※同じ幼稚園にきょうだいで就園を予定されている場合も、就労証明書等は子ども1人につき、各1部ずつ提出してください。

※上記4・5は、別途専用封筒に入れて園へ提出してください。

## (6) 保育の必要性（子どもが家庭で保育を受けることができないとする事由）

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭において子どもを保育することが困難な場合です。※育休中は対象外です。

1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合

2 妊娠中である又は出産後間がない場合

- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合
- 4 親族（長期間入院等をしている同居親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると大阪市長が認める場合

## (7) 認定の有効期間

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労、疾病・障がい 介護・看護、災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過した日を含む月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間） （原則として出産予定日の8週間前からとなります。） ただし、 <u>多胎妊娠の場合は、14週間前</u> からとなります。）
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過した日を含む月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合はその期間）
就学	保護者の卒業予定日を含む月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合はその期間）
その他	大阪市長が必要と認める期間

## (8) 保育が必要な理由を証明する書類（保護者全員分）

保育が必要な理由により、提出書類が異なります。

この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

※保護者が2人いる場合、それぞれの保育事由に応じた書類が1種類ずつ必要になります。

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書 (証明様式①)	【シフト等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。 【派遣社員の場合】 派遣社員（派遣元）の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労証明書 (証明様式①)	開所届出書又は営業許可書の写し (どちらも提出できない場合は確定申告書等、事業による収入を確認できるもの(写)) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書(写)や開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの
妊娠・出産(産前産後8週)			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾病			申請書の所定の欄に医師の証明が必要です。(診断書料は保護者負担)
障がい		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・看護	介護・看護の対象となる方		【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証(写) 【進学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護申告書(証明様式②)	
災害復旧			罹災証明
就学		就労等証明書・求職活動状況申告書 (証明様式③A欄)	対象となるのは、学校教育法第1号に規定する学校、同法124条に規定する専修学校及び同法134条第1項に規定する各種学校並びに職業訓練校等です。
求職活動		就労等証明書・求職活動状況申告書 (証明様式③B欄)	雇用保険受給資格者(写)や紹介状の写し等、求職活動の状況が確認できるもの。

## 申込みの前に必ずお読みください

- 現在認可外保育施設を利用されている方  
幼稚園に入園する時点で認可外保育施設における施設等利用給付認定は取り消す必要があります。  
認可外保育施設利用分が無償化の対象となる幼稚園において、休日等に認可外保育施設を継続して利用し、無償化を受ける場合は、新2号認定を受ける必要があります。  
なお、無償化の可否については就園を予定している園にご確認ください。
- 求職活動中（起業の準備中を含む）の方  
認定の有効期間は、有効期間の開始日から90日を経過した日を含む月末までです。有効期間中の指定の期日までに就労できず、他の保育が必要な事由も認められない場合は、認定が失効します。
- 出産により申し込む方  
認定の有効期間は産前8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から産後8週間を経過した日を含む月末までです。期間満了後に保育が必要な事由がなければ、預かり保育事業の無償化の対象ではなくなります。※育児休業の取得は保育が必要な事由とはなりません。

## 4 副食費の無償化について（実費徴収にかかる補足給付事業）

### （1）対象者・給付条件

**私立幼稚園・国立幼稚園に在園しているこどもで、次のいずれかの要件を満たす方は、食材料（給食）費のうち副食費（おかず代）が徴収免除の対象となります。（給付上限月額 4,700円）**

- ・ 年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯）のこども
- ・ 市民税非課税世帯のこども
- ・ 生活保護世帯のこども
- ・ 第3子以降（小学校3学年修了までのこどもから順に数えて）のこども  
※例えば、小学校5年生、小学校2年生、3歳（申請対象のこども）のこどもがいる場合は、小学校2年生のこどもを第1子として数えるため、本事業の対象となりません。
- ・ 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているこども
- ・ 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されているこども

※主食費・人件費・光熱費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外のすべてが対象（ミルク、おやつを含む）

※持参する弁当は対象外

### （2）認定申請に必要な書類

- ・ 補足給付交付申請書 ※子育てのための施設等利用給付認定申請書と同じ

### （3）認定決定のための市町村民税の年度について

副食費の無償化の対象の決定は、保護者の所得に応じて決められますが、その際、市町村民税額を用いて決定することになります。算定の基礎となる市町村民税はこどもと同一世帯の父母・祖父母等の市町村民税の所得割額の合計額となります。（祖父母等の市町村民税を合算するのは、父母の年収の合計が103万円未満で生計を同一とする祖父母等のいずれかの年収が300万円以上に限ります。）

認定決定の算定の基になる市町村民税額の年度は下記のとおりです。このため年度途中で認定決定が変更となる場合があります。なお、平成30年6月決定の市町村民税より大阪市をはじめとした政令市は、税率が6%から8%に変更されていますが、副食費は旧の税率（6%）で決定します。

令和 6 年度		令和 7 年度
4 月分～8 月分	9 月～翌年 3 月	4 月～8 月
令和 5 年度の市町村民税額で換算 (令和 4 年 1 月から 12 月の所得金額が対象)	令和 6 年度の市町村民税額で換算 (令和 5 年 1 月～12 月の所得金額が対象)	

## 5 個人番号（マイナンバー）記載用紙の提出に関して

子育てのための施設等利用給付の認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 3 の規定により、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要となります。

### (1) 個人番号記載用紙の記載方法

個人番号記載用紙に、認定申請を行う保護者（こどもの父母）、こども、その他世帯員の氏名及び個人番号（マイナンバー）を記載してください。

※記載用紙にはこどもと同一世帯の方全員の個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。

### (2) 本人確認のための必要書類

個人番号（マイナンバー）の提出にあたっては、本人確認が必要となります。（申請保護者のみ）

ア 本人確認用の証明書類の提出が必要です。

必要となる書類については、「(3) 本人確認に必要な書類」をご確認ください。

イ 幼稚園へ提出する際は、個人番号記載用紙と本人確認用の証明書類の写しを併せて提出してください。

### (3) 本人確認に必要な書類

番号確認 (正しい番号であることの確認)	身分確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
<p>「個人番号カード」（1 枚で両方の確認ができます。） ※両面コピーが必要です。</p>	
<p>「通知カード」 「個人番号の記載された住民票の写し」など</p>	<p>官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」「パスポート」 「身体障がい者手帳」「身体障がい者保健福祉手帳」 「療育手帳」「在留カード又は特別永住者証明証」など ただし、上記書類をお持ちでない場合は、「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「健康保険等資格喪失証明書」 「児童扶養手当証書」など 2 点以上で確認します。</p>

※申請書に記載の保護者について、「個人番号カード」をお持ちでない場合、当該保護者の番号確認ができる書類と身元確認ができる書類のそれぞれ（例えば「通知カード」と「運転免許証」など。上の表をご参照ください。）が必要となります。

※申請者以外の方については、上の表にある確認書類は不要です。

※健康保険法その他法律に規定される「健康保険被保険者証」「健康保険等資格喪失証明書」等の写しを提出する場合は、**保険者番号及び被保険者等（組合員・加入者含む）記号・番号**が見えないようにマスキング処理を施したうえでご提出ください。

※上記「個人番号の記載された住民票の写し」を除いた本人確認書類等はすべて写しを提出してください。

## 6 認定を受けてから

認定後に世帯状況の変更、就労先の変更、保育を必要とする理由の変更等があった場合は、在籍園に申し出てください。原則として「異動届兼認定変更申請書」の提出が必要になります。

- ・ 子ども・保護者の氏名、住所、認定保護者の変更
- ・ 市外転出
- ・ 退園
- ・ 世帯員の増減
- ・ 市町村民税額の変更
- ・ 生活保護受給開始・停止・廃止
- ・ 保護者の就職（転職を含む）や離職、育児休業の取得等（新1号認定の場合は不要）

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、認定を新1号認定へ変更しますのでご注意ください。

新1号認定へ変更されると、預かり保育事業の無償化給付を受けられなくなります。

また、認定の有効期間の満了後も引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。

## 7 大阪市外にある幼稚園の利用について

大阪市民の方が大阪市外に所在する幼稚園の利用を希望する場合についても、就園を予定、もしくは在園している幼稚園を通じて認定申請をしてください。

## 8 大阪市外に転出後も現在の幼稚園に継続して在園を希望する場合

大阪市民が大阪市外に転出する場合は、認定申請を転出先の市町村で新たに申請する必要があります。転出する場合は速やかに在籍園へ申し出てください。

## 9 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼保利用グループ）

TEL： 06-6208-8085